

入札説明書

この入札説明書は「令和6年度 第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の開催に伴うスポーツ施設等の一時使用に伴う損失補償事業の内物件調査業務委託」に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に関する入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を記したものであり、入札参加希望者は、次の事項を熟読の上、入札書等を提出されるようお願いいたします。

1 対象業務

(1) 業務委託の名称

令和6年度 第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の開催に伴うスポーツ施設等の一時使用に伴う損失補償事業の内物件調査業務委託

(2) 納品場所

アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会事務局
(愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局計画推進課内)

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日(金)まで

(4) 業務の仕様等

別添1「設計書類」、別添2「用地調査及び物件調査業務委託共通仕様書(アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会)」及び別添3「特記仕様書」のとおり

(5) 予定価格等

ア 予定価格の事前公表 有

金 17,090,000 円 (税抜)

金 18,799,000 円 (税込)

イ 最低制限価格 無

ウ 調査基準価格及び失格判断基準 有

調査基準価格及び失格判断基準の算定式については、愛知県建設局・都市・交通局・建築局低入札価格調査等実施要領(令和6年6月1日改正)(以下、「低入札価格調査等実施要領」という。)を参照してください。

【アドレス】

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-somu/teinyusatsu.html>

2 競争入札参加資格

この入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者としてします。

(1) 次のア、イのいずれも満たしていること。

ア 令和6年度及び令和7年度の愛知県入札参加資格者名簿(設計・測量・建設コンサルタント等業務)に登載されている営業所(主たる営業所を含む)の所在地が愛知県内にあり、業務・業種が「物件調査」であること。

- イ 令和5年度及び令和6年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本件公告に係る入札の開札日までに申請区分「測量・設計」、申請業種「補償コンサルタント」の競争入札参加資格を有すると認定された営業所（主たる営業所を含む）の所在地が愛知県内にあること。
- (2) 入札に参加しようとする営業所（主たる営業所を含む）において、愛知県が発注した物件調査業務委託（営業に関する調査および算定を含む）を過去5年以内（平成31年4月1日から競争入札参加資格確認申請書を提出する前日まで）に受託し、かつ完了した実績を1件以上有すること。
- (3) 配置予定管理技術者等及び照査技術者は、一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規定（平成3年3月28日理事会決定）」第3条に掲げる物件部門及び営業補償・特殊補償部門において、実施規定第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士であること。
- (4) 配置予定担当技術者は、一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規定（平成3年3月28日理事会決定）」第3条に掲げる物件部門及び営業補償・特殊補償部門において、実施規定第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士又は物件調査業務に関し実務経験10年以上を有すること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 公告の日から開札の日までの期間において、愛知県建設工事等指名停止取扱要領及び名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付愛知県知事・愛知県警察本部長締結）に規定する排除措置を受けていないこと並びに「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（19財契第103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、2（1）に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、2（1）に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (10) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとしなない者であること。ただし物品の納入製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず入札することができる。

3 競争入札参加資格の確認等

(1) 提出書類

入札に参加しようとする者は、以下に記載の書類を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければなりません。なお、競争入札参加資格の確認に必要な確認申請書等の記載内容について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

また、同一の法人で入札参加名簿に登録している営業所が愛知県と名古屋市で異なる場合は、同一法人であることがわかる書類を提出してください。

【共通】

- ア 競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- イ 申立書（様式2）
- ウ 受託実績証明書（様式3）
- エ 契約実績証明書（様式4）
- オ （該当する場合のみ）同一法人であることのわかる書類

【代理人が入札を行う場合】

- カ 委任状（様式任意）

※様式は以下のホームページアドレスからダウンロードしてください。

【アドレス】 <https://www.pref.aichi.jp/site/asia/bukkenchousa2024.html>

(2) 提出場所及び提出期限

ア 場 所

（郵便番号 460-0001）

名古屋市中区三の丸三丁目2番1号（愛知県東大手庁舎2階）

アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会事務局

（愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局計画推進課内）

イ 提出期限

令和6年8月26日（月）17時00分まで（郵送も同様）

(3) 提出書類に関する注意事項

- ア 提出書類の作成に要する費用は申請者の負担とします。
- イ 提出された書類は申請者に返却しません。また、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとします。
- ウ アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会事務局が指示した場合を除き、提出書類の差替え及び追加提出は認めません。

(4) 競争入札参加資格の確認結果

確認申請書を提出した者に対して、令和6年9月2日（月）までに競争入札参加資格の有無を連絡します。

(5) その他

提出期限内に確認申請書等を提出していない者及び競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することはできません。

4 入札説明書及び仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 入札説明書及び仕様書に対する質問は、令和6年9月2日（月）17時00分まで

に質問書（様式5）を下記に記載のメールアドレスへ電子メールにより提出してください。

【メールアドレス】 keikaku-suishin@pref.aichi.lg.jp

(2) 質問に対する回答は、令和6年9月6日（金）までに愛知県及び名古屋市の公式ウェブサイトでお返答します。

5 入札及び開札に関する日程等

(1) 入札の説明、入札及び開札の日時及び場所

令和6年9月13日（金）午後2時50分～

愛知県東大手庁舎 地下1階 B101会議室

(2) 入札の辞退

3により、入札参加資格を認められた者は、落札者が決定するまでは、入札辞退届（様式6）により入札を辞退することができます。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について、不利益な取り扱いを受けることはありません。

(3) 入札書の作成方法

入札書（様式7）により入札を行います。

入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者名を記入の上、押印してください。（代理人の方が入札される場合は、入札者の欄に委任者の住所、名称を記入し、その下に代理人の住所・氏名を記入の上、代理人の方の印鑑を押してください。）

金額の記入は、算用数字を用い、最初の数字の前に「金」の文字を記入してください。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

誤字等を加除訂正した場合にはその箇所を押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。

入札書は入札書に記載する金額の算定根拠となった積算内訳書（様式8）とあわせて封筒に入れ、封緘し、入札者の住所及び名称等を封筒に表記してください。

（別添封筒書式を参照）

(4) 入札の方法等

入札場所には、入札者でなければ入場できません。

入札書は、会場に設置された入札箱に差し出さなければなりません。提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回することはできません。

(5) 入札の無効

愛知県財務規則（昭和39年規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条（入札の無効）及び名古屋市契約規則（昭和39年3月30日規則第17号。以下「契約規則」という。）第10条の規定に準じ、当該条項に該当する入札及び競争入札資格

確認申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、落札決定時において、2に掲げる資格のない者は、競争入札参加資格のない者に該当します。

(6) 開札

開札は、入札後直ちに入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、入札に関係ない事務局の職員を立ち合わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

(7) 落札者の決定方法

財務規則第153条第1項及び契約規則第2条第1項の規定に準じて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ低入札価格調査等実施要領第4条第2項の失格判断基準価格以上で入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格が低入札価格調査等実施要領第3条の基準価格を下回った場合においては、低入札価格調査等実施要領第7条第2項の調査を行ったうえで、その者により本契約の内容に適合した履行がされると判断された場合に落札者とするものとします。

なお、上記の調査の結果、本契約の内容に適合した履行がなされないと判断された場合にあっては、低入札価格調査等実施要領第9条第2項及び第3項に基づき落札者を決定します。

また、予定価格および失格判断基準価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が複数いた場合は、当該入札者によるくじ引きにより落札者を決定します。当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

(8) 再度入札

本件入札においては、予定価格を事前公表しているため、再度入札は行いません。

(9) 入札の取りやめ等

入札者が1者であった場合は、入札の執行を取りやめます。

また、入札希望者が連合し、又は不穏な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札希望者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがあります。

(10) 用地調査点検等技術業務委託との関係について

同日公告の「令和6年度 第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の開催に伴うスポーツ施設等の一時使用に伴う損失補償事業の内用地調査点検等技術業務委託」を落札している場合、本入札について落札対象外となります。

6 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

入札に参加しようとする者は、財務規則第152条の2及び契約規則第4条第1項に準じて、入札日に見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（財務規則第152条の4及び契約規則第4条3項に規定する入札保証金に代わる担保も含む）を

納めなければなりません。ただし、財務規則 152 条の 3 及び契約規則第 5 条の規定に準じ、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

なお、入札保証金の免除の可否については、競争入札参加資格の確認結果と合わせて通知します。

入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供がなく、入札保証金を免除される者であることが確認できない場合、その者は入札に参加できません。また、その者が行った入札は無効となります。

(2) 入札参加者への入札保証金の還付

入札保証金は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の入札者に対しては、入札執行後に還付します。なお、落札者の入札保証金は、申し出により契約保証金の一部に充当することができます。

(3) 入札辞退者への入札保証金の還付

入札を辞退した者は、落札者決定後にこれを還付します。

(4) 入札保証金の還付に係る利息の取り扱い

入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することが出来ません。

(5) 落札者が契約を締結しないときの入札保証金の取り扱い

落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付した入札保証金はアジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会に帰属するものとします。

7 その他

(1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要（別添 4 「契約書」案のとおり）

(3) 契約保証金

落札者は、契約の締結時まで、財務規則第 129 条の 2 及び契約規則第 30 条第 1 項に準じ、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付（財務規則第 129 条の 4 及び契約規則第 30 条第 2 項に規定する契約保証金に代わる担保の提供を含む。）をしなければなりません。落札者が、財務規則第 129 条の 3 及び契約規則第 31 条に該当するときは、契約保証金の全部、又は一部の納付を免除するものとします。

(4) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

総額で定める。

(5) 落札者の資格喪失

開札日から契約締結日までの期間において、2 に掲げる資格がない場合は契約を締結しません。

(6) 配置予定の管理技術者等及び照査技術者及び担当技術者（以下、「技術者」という。）について

ア 落札者は、確認申請書に記載した配置予定の技術者を当該業務に配置すること。

イ 実際の実務にあたって、確認申請書に記載した配置予定の技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の場合に限りです。

(7) 電子メールについて

電子メールを利用して書類を提出する場合、添付ファイルの大きさは6 Mb以下でなければ受け付けることができませんのでご注意ください。なお、電子メールにより書類を提出する場合は、受信確認を行うため、送信後に提出した旨を電話にてご連絡ください。アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会事務局において電子メールが確認できない場合、当該書類は期限内に提出されなかったものとみなします。

(8) 特定の不正行為等に対する措置

本件入札に係る契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、本件入札に係る契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

(9) 合意書等に基づく契約解除

合意書等に規定する排除措置を受けた場合には、契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

(10) 妨害又は不当要求に対する届出義務

本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかにアジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがあります。

(11) その他

この入札説明書において、特別の定めのない事項については、愛知県建設工事関係入札者心得書に準じて入札を執行します。

8 問合せ先

アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会事務局
(愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局計画推進課内)
名古屋市中区三の丸三丁目2番1号(愛知県東大手庁舎2階)
電話 (052) 954-7534